令和４年度中学生、高校１・２年生及び大学１・２年生に対する

就職ガイダンス実施要領

（キャリア形成支援期コース）

新規学卒者については､就職活動中に就職を断念し､安易にフリーター等を選択する､

　就職しても中卒者で約６割５分、高卒者で約４割、大卒者で約３割が３年以内に早期離職するといった状況がみられるところであり、就職活動を開始する前に十分な就職への動機付けや職業･企業選択能力の向上を図ることが必要となっている。

　　このため、より早い段階から､就職を希望する生徒や学生に対し､動機付けの向上や適職選択の援助等準備のための就職ガイダンスを実施する。

１　事業の実施主体

株式会社　東京リーガルマインド（以下「受託事業者」という。）

２　ガイダンスの実施方法及び内容等

以下の（１）及び（２）のいずれかの方法により実施する。

（１）スクール形式による対面での講義

１回１．５～２時間程度（１０分程度の休憩を入れて午前又は午後で実施）の座

学を実施するコースとし、以下ア～カの内容について、スクール形式による対面での講義を実施する。

なお、参加者数は１回の講義につき原則２０名以上とする。

また、ガイダンスについては、高等学校単位での開催を原則とするが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、確実な感染防止対策を講じた上で複数の高等学校が合同で開催しても差し支えないこととする。

おって、学校の希望に応じて別日に企業実習（最大３日間）を合わせて実施するこ

とも可とする。

ア　職業選択に関すること

イ　地域の労働市場に関すること

ウ　基礎的素養の向上に関すること

エ　就職活動の進め方、面接等への対応策に関すること

オ　労働法制の基礎知識に関すること

カ　就職支援窓口の周知に関すること

（２）オンライン又はWEB配信による講義

高等学校が外部からの講師の受け入れを希望しない場合、参加人数が２０名未満の

場合等で、スクール形式による対面での講義は希望せず、オンライン又はWEB配信による講義を希望する場合は、以下のア～ウによる講義を実施する。

　　ア　オンライン（Zoom等）

　　イ　WEB配信（YouTube限定公開）

　　ウ　DVD

　　　なお、WEB配信等については、受託事業者が指定した日時に、学校関係者の管理

のもと、学校において視聴し、生徒が自宅等で自由に視聴することはできない。実施

日の一週間程度前に、受託事業者からYouTubeの限定公開用ＵＲＬ及びDVDが学校

宛に送付されるため、学校においては実施日までに動画視聴の準備を行う必要があ

る。

　　　また、学校の希望に応じて別日に企業実習（最大３日間）を合わせて実施するこ

とも可とする。

３　受講対象者

　　中学生、高校１・２年生又は大学１・２年生とする。

４　開催予定回数

スクール形式による対面での講義の開催予定回数は１２回（１２校）とし、オンライ

ン等の開催予定回数は若干数とする。

５　座学の実施日程及び実施場所等

座学の実施日については、令和４年６月１３日から令和５年３月１７日迄の間で学校が希望する日とし、実施場所については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等の観点から外部会場は使用せず、原則、学校の教室等とする。

なお、スクール形式による対面での講義を学校の教室等で実施するにあたり、より効果的な運営を図るため、学校等に対して以下の（１）から（４）について、協力を求めること。

（１）生徒の机・椅子が動かせること。

（２）黒板（ホワイトボード可）が使用できること。

（３）マイクが使用できること。（会場の広さにより１～２本、学校の一般教室の場合は不要）

（４）カリキュラムの都合上及び新型コロナウイルス感染拡大防止のため、教室等については一定以上の広さが必要であること。具体的な条件については受託事業者と協議すること。

６　企業実習の実施日程及び実施期間等

企業実習の実施日については、座学の実施日程と調整の上、令和４年６月１３日から令和５年３月１７日迄の間で学校及び実習先企業と協議のうえ決定することとし、実施場所については、実習先企業とする。

また、実施期間については、学校の要望に応じて調整しながら最大３日間とし、実習先企業の選定、企業実習の内容に関しては協議のうえ決定する。

７　受講申込等

（１）受講申込方法について

　　　学校は、受講申込みを希望する場合、下記の受付期間内に当部職業安定課（以

下「安定課」という。）へ「中学生、高校１・２年生及び大学１・２年生就職ガイダ

ンス申込書」（別紙）に必要事項を記載の上、FAXにより申し込む。

なお、実習先企業の都合により、企業実習の希望に添えない場合があることに留意すること。

（２）申込書受付期間について

　　　就職ガイダンス申込書受付期間は、以下のとおりとする。

1. ６月から１１月実施希望の場合は、令和４年５月２０日（金）までとする。
2. １２月以降に実施希望の場合は、令和４年１０月２０日（木）までとする。

なお、受付期間内に申込みが困難な場合は、開催の可否について受託事業者へ個別に照会、調整を行うため、事前に安定課へ連絡すること。

（３）申込校への通知について

　　　申込みのあった学校担当者に対し、受託事業者又は安定課から開催の可否等について通知する。

８　その他

ガイダンスが生徒にとって適切かつ効果的な事業であるか、ガイダンスの質が確保されているかを確認するため、必ず、学校関係者が立ち会うこと。

なお、管内の学校でガイダンスが実施される際は、公共職業安定所の職員又は就職支援ナビゲーター（以下「安定所職員等」という。）も学校の了承を得た上で立ち会うことは差し支えない。

また、ガイダンスに立ち会った学校関係者及び安定所職員等は、終了後に受託事業者から提示されるアンケートについて、内容を記載の上、受託事業者へ提出すること。